

令和 5 年 5 月 2 日

保護者 様

川口市立神根中学校
校 長 松村 一人

新型コロナウイルス感染症に関する出席停止の取扱いについて

濃緑の候、保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃から本校の教育活動にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

さて、4月28日付で学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令が公布され、5月8日から施行されることとなりました。このことを受け、学校での新型コロナウイルス感染症に関して、出席停止の取扱いを以下のとおりいたします。

記

1 出席停止の取扱いについて

- ①新型コロナウイルス感染症の感染が確認された生徒は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快（解熱剤を服用せずに発熱がないこと・呼吸器等の症状が改善傾向にあること）した後1日を経過するまで」とします。
※出席停止が解除になっても、発症後10日を経過するまではマスクの着用が推奨されています。
- ②無症状の陽性者については、「陽性が判明した検体採取日を0日として5日を経過するまで」とします。
- ③体調不良で欠席する場合は出席停止の対象とはなりません。ただし、「医師から感染症の疑いがあるために登校を控えるよう指示された場合」は出席停止となります。
- ④同居家族が新型コロナウイルス感染症を発症していても、本人に感染が確認されていない場合は、濃厚接触者として出席停止とはなりません。

2 その他

- ①健康観察票につきましては5月7日（日）までは継続していただき、5月8日（月）に学校へ提出してください。
- ②健康観察票の記入はなくなりますが、登校前の健康観察は継続していただくようお願いします。その際、「発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合」は無理をさせず、自宅で休養させるようお願いします。
- ③感染状況等で出欠席について不安を感じる際は、学校にご相談ください。